



↑佐賀県東松浦郡玄海町にある「九州電力玄海エネルギーパーク」を訪れました。

### 2016年事務所旅行風景



↑総会での全体会議の様子。



↑佐賀県呼子町名物「活イカ」を堪能しました。



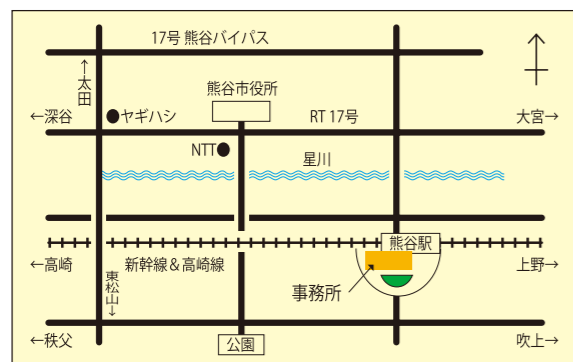
↓特別史跡「名護屋城跡」観光。

昨年10月佐賀県唐津市において開催された自由法曹団総会の参加に合わせて、九州地方へ事務所旅行に行ってきました。



↓福岡市「博多ぼて」にて。

#### 事務所周辺地図



#### ビルの外観写真



#### 業務案内

##### 業務時間

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時

##### 法律相談

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の方向を示します。1回30分5000円(税別)の相談料を申し受けます。なお、債務整理の相談は無料です。お電話にてご予約をお願いします。

##### 相談の予約

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

##### 事件の依頼

弁護士が代理人として、裁判を行います。弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。当事務所では、旧・日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、費用の分割払いもお受けしています。

##### 法テラスによる法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は1月6日(金)から行います。

## けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人けやき総合法律事務所  
〒360-0036  
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号  
秩父鉄道熊谷ビル4階  
TEL 048-527-6200  
FAX 048-527-6210  
http://www.keyakisougou-law.jp

## 新年 明けまして おめでとうございます



北薬師岳からのカール越しの薬師岳山頂  
夏、久方ぶりにテントを担いで北アルプスの縦走へ。快晴の中、折立登山口から入山。数年前に春山スキーで滑ったカールを見下ろしながら薬師岳を越え、北薬師岳へ。振り返ると薬師岳山頂の左奥に笠ヶ岳の鋭峰が見えた。(南雲芳夫)

#### 「双眼鏡をのぞき込む前に」

弁護士 南雲 芳夫

20数年ほど前から、バードウォッチングの真似ごとをしている。野鳥を観察する際には、鳥の声のする方にすぐに双眼鏡を向けてはいけなさとされている。まずは、周囲の状況を把握する。水辺か、林の縁か、平原か。周囲の自然環境と季節によって、そこにいる鳥の種類はかなりの程度で推定できる。次には、双眼鏡を使わずに、樹間にいる鳥の位置を目視で確認する。その上で、位置を見定めて双眼鏡で素早く観察するという手順を踏むこととなる。双眼鏡で覗きながら鳥のいる場所を探してもなかなか見つからないものである。

置かれている状況を把握し、大局を掴み、その上で急所に力を注ぐ。分かっているようでなかなか難しいが、今年こそはと考えている。

#### 「問診と法律相談」

弁護士 白石 加代子

中学・高校の6年間、無欠席・無遅刻・無早退で皆勤賞をもらい、丈夫だけが取り柄でしたが、昨年は流行りの風邪等にもれなくかかり、健康と医療のありがたさを実感した一年でした。病院へ行く度に思うのは、問診と法律相談は似ているということです。どちらも限られた時間の中で現状や経緯、それに関する事柄を的確に聞き取らなくてはなりません。しかし、患者として、いざ伝える方の立場になると、自分が医師に対して必要なことをきちんと伝えられているのか、逆に症状と関連しない余計なことまで伝えてしまっているのではないかと不安に感じることがあります。法律相談に来られて同じ思いを持つ方もいるのではないのでしょうか。相談者の方のそうした不安を取り除けるような法律相談を心がけたいと思います。

弁護士法人 けやき総合法律事務所  
所長 弁護士 南雲 芳夫  
弁護士 白石 加代子  
事務局長 長坂 周  
ほか事務局一同

### 教員アスベスト事件 全国で初めての勝訴判決

弁護士 白石加代子

埼玉県戸田市公立小学校の教員として勤務していた四條昇さんは、平成19年5月に中皮腫で亡くなりました。中皮腫は、アスベストにばく露しなければ罹患しない疾病であり、四條さんがアスベストにばく露した結果死亡したことは明らかです。

四條さんの妻延子さんは、学校の階段室天井に使用されていたアスベストが原因で死亡したとして公務災害認定を求めましたが、公務災害の認定申請、審査請求、再審査請求の全てにおいて、四條さんの死亡が公務災害であるとは認定されませんでした。

そこで、埼玉アスベスト弁護団は、四條さんの公務外災害認定処分を取り消させる裁判を平成26年7月30日にさいたま地方裁判所に提起しました。

この事件の主な争点は、四條さんの在職当時、小学校の階段室天井にアスベストが存在したか、そして、四條さんがそのアスベストから飛散するアスベスト粉じん<sup>（注）</sup>にばく露した結果として死亡したといえるかという点にあります。

平成28年7月20日に言い渡された判決は、階段室天井に仕上げ材としてのアスベストが存在したことを直接示す証拠はないとしたものの、アスベスト仕上げ材が存在したことを推認させる複数の書証及び証言を採用し、これらの証拠により、小学校にアスベストが存在したと認定した上で、四條さんは小学校の階段室天井のアスベスト仕上げ材から飛散したアスベスト粉じん<sup>（注）</sup>にばく露した結果亡くなったと判断しました。

本判決は、公立学校教員のアスベスト被害について、全国で初めて、公務上の災害であると判決において認めたものであり、学校現場において広く施工されていた吹付けアスベスト等の飛散性の高いアスベスト建材に基づく被害の適切な救済に向け、大きな意義をもつものです。被告が控訴したため判決は確定には至りませんでした。弁護団は引き続き控訴審においても尽力する決意です。



### 勝訴判決を受けて

教員アスベスト事件原告 四條 延子

平成28年7月20日、さいたま地裁での判決の日、「あきらめず、最高裁まで…」と心に決めながらも「勝訴」を期待し、不安で落ち着かない気持ちで法廷に入りました。大勢の支援の方が集まってくださり心強かったです。11時半、裁判長より勝訴判決文が読み上げられた瞬間、南雲弁護士の「四條さん！勝ったよ！」の声には安堵と喜びで天にも昇る思いでした。緊張がほぐれ、一気に力が抜けました。白石弁護士は、勝訴と書かれた紙を持ち法廷の外に走り出しました。法廷の中も外も歓声が上がりました。9年間の思いが実り勝訴できたのは、南雲弁護士を団長とするアスベスト弁護団、そして支援してくださった皆様のおかげです。深く感謝しています。地裁で勝訴でき、私は生きていく大きな支えを手に入れることが出来ました。

しかし2週間後、予想通り基金に控訴されました。「これ以上苦しめるのか！」と強い怒りを覚えました。一番



の責任は、石綿使用を奨めた国にあります。その石綿により夫は命を落とし、私たち家族は精神的にも経済的にも生活すべてに大きな打撃を受けました。

夫の公務災害認定を求めて、9年になります。その間に、石綿被害を訴え法廷で争っている大勢の方々に会いました。その仲間に支えられ、励まされ、ここまでくることができました。私は、夫の公務災害が速やかに認められるよう、東京高裁でも勝訴するために全力を尽くしたいと思います。これからも、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 福島原発事故 国と東京電力の責任を問う「生業を返せ、地域を返せ！」訴訟はいよいよ結審・判決へ

弁護士 南雲 芳夫

福島第一原発の事故を巡り国と東京電力の責任を問う「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、事故から6年、裁判提訴から4年を迎える今年3月21日にいよいよ結審する。

裁判では、昨年3月に浪江町、双葉町、富岡町のいわゆる浜通りの強制避難地域の現地検証、6月には福島市内の保育園や果樹園、仮設住宅を裁判官が現地検証する手続きが実施された。一見平穏に見える福島市内でも、保育園では、いまだに散歩コースを制限せざるを得ない状況にある。梨栽培の果樹園では根を守るため除染ができない中での農作業が続き、近所の中学生の体験学習も中断したままである。狭い仮設住宅にも裁判官3名が入った。

35名の原告が法廷で被害を語った。楢葉町から避難している蕎麦屋さんは、蕎麦を打てないこの5年間の自分の人生を法廷で「空転」と表現した。また、桜で有名だった富岡町夜の森から避難した女性は「夜の森に生まれて、夜の森で最期を迎えて、親や夫の入っているあのお墓に、私も入るものだと信じて疑ったことはありませんでした」と述懐した。双葉町から避難した60代男性は、今の状況を「我々は隅っこの方で生きています」とした。

これに対して、国や東京電力は福島原発事故を「天災」として自らの責任を否定しつつ、他方で原発再稼働を進めようとしている。日本という国は、福島原発事故から何を学んだのだろうか。

いずれにせよ、今年の秋には判決を迎える。最後まで力を抜くことなく、高いレベルの勝訴判決を勝ち取りたいと考えている。



### アスベスト被害 労災認定に至らないじん肺管理区分2の被害者も含め国と和解

弁護士 白石加代子

国は、大阪泉南地域におけるアスベスト被害についての最高裁判決を受け、アスベスト被害にあった方あるいはそのご家族につき、賠償金を支払うという救済制度を創設しました。昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべきアスベスト工場内において、アスベスト粉じん<sup>（注）</sup>にばく露する作業に従事したこと等の条件がありますが、この制度は労災認定に至らないじん肺管理区分2や3の決定を受けただけの方も救済の対象としています。

埼玉アスベスト弁護団では、上記の国の救済制度が創設されたことを受け、アスベストによる健康被害を受けた方やそのご家族について、平成27年7月に提訴をし、その後も提訴を続けています。現時点で、管理区分2と認定されていた方も含め6名の方について国から賠償金が支払われる旨の和解が成立しました。

具体的には、管理区分2の認定を受けている方については、慰謝料550万円と弁護士費用55万円及びこれらについての遅延損害金が支払われました。

当然、管理区分2の決定よりも重篤な認定を受けている方やアスベストが原因で死亡された方は、これよりも多額の和解金を受ける可能性があります。また、就労していた会社から、和解金等を受け取っていたとしても、さらに、国から一定の和解金を受けることが可能な場合もあります。

しかしながら、上記制度は周知が徹底されていないため、対象の方が認識していないことが多くあります。埼玉アスベスト弁護団は、全てのアスベスト被害者が救済されることを目指し、相談会等の実施に取り組んでいます。

